

収入額を誤って施設分から控除していたりなどして、過大な交付が行われたことが指摘されている。

また、介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りなどといったケアレスミスによるものや、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤りなどによるものである。

これらの誤りは、関係法令や交付要綱等を理解していなかったことや、確認・検証が十分でなかったことなどによるものであり、月々の数値を順次確認することや、前年度の数字と比較検証することなどの普段からの取組が必要不可欠である。

また、介護給付費負担金の適正な算定に資するよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成23年8月17日付け老介発0817第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を発出し、その中で、介護保険事業状況報告等を活用した介護給付費負担金の検算方法を提示するとともに、平成24年度から、国保連から各保険者へ送付される各月の「介護給付費等請求額通知書」に、「施設等分」と「その他分」の介護給付費の額を記載することとしたので、あわせて活用されたい。

さらに、平成23年度の介護給付費負担金の実績報告に当たっては、平成23年度介護保険災害臨時特例補助金で対応した利用者負担額の免除額や食費・居住費の支給額を除外する必要がある等、例年に比べ、より精査が必要になるので、ご留意されたい。

については、管内市区町村に対し、交付申請及び実績報告時における書類審査の厳格なチェックを行うよう指導するとともに、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底をお願いする。

#### 4. 介護政策評価支援システムの利用について

介護政策評価支援システムは、平成23年3月末までNPO法人地域ケア政策ネットワークにより運用されていた「介護政策評価支援システム」の終了後、広く全国展開できるよう、厚生労働省において、新たに開発を行い、平成23年度からその運用を開始したものである。

※参考：「介護政策評価支援システムの運用について」（平成23年7月5日老発0705第1号厚生労働省老健局長通知）

本システムは、基本指標や国保連データをシステムに登録することにより、保険給付と保険料のバランス分析、認定率のバランス分析、要介護度別のサービス利用のバランス分析など様々な比較分析を可能とし、その結果をグラフや比較表にすることで視覚に訴えて比較検討が可能となるシステムである。

また、本システムから作成される資料と市町村等で実施されている介護保険事業に係る各種データ等を活用することで、自らが運営する介護保険の実施状況を把握したり、他の市町村等との比較を通じて、自らの立ち位置を容易に把握したりすることが可能となる。

さらに、当資料を「住民に対する介護保険事業の運営状況等の説明」や「議会における介護保険特別会計等の予算の説明」などに活用することも考えられる。

都道府県においては、管内市町村等の介護保険の実施状況を把握することが可能になるとともに、全国又は他の都道府県との比較を通じて、自らの立ち位置を容易に把握することが可能となる。

しかしながら、平成23年度からの運用であることもあって、加入いただいている自治体は約4割程度（平成24年1月末時点）にとどまっている。

本システムを活用するためには、事前に厚生労働行政総合情報システム（WISH）及び本システムへの利用申請が必要となるが、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用する場合には、別途、経費は不要である。

については、管内市町村等への本システムの周知をお願いするとともに、積極的な活用方について働きかけをよろしくお願いしたい。

#### WISH及びシステムの利用申請の問い合わせ先

老健局介護保険計画課計画係  
TEL：03-5253-1111（内線2175）  
FAX：03-3503-2167

E-mail：[kaigohyokasien@mhlw.go.jp](mailto:kaigohyokasien@mhlw.go.jp)（件名を「問合」としてください。）

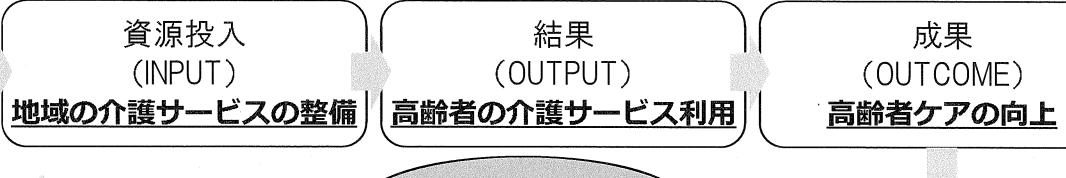
# 介護政策評価支援システムについて（1）

介護保険制度は、市町村（保険者）の役割と責任が他制度に比べて非常に大きく、市町村（保険者）には「政策評価」が求められている。

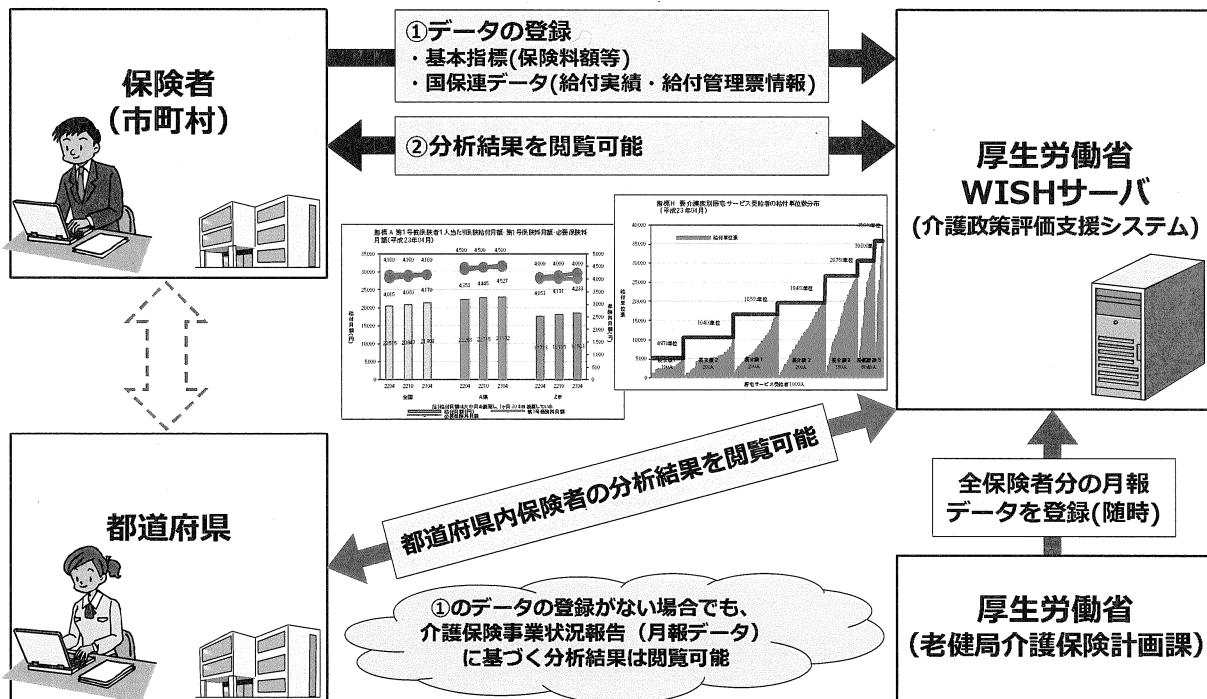
- 市町村は、住民に最も身近な行政主体として、介護保険制度が地域にどのような影響を与えていたかを常に把握する必要があるとともに、介護保険制度では単に介護費用を保障する立場にとどまらず、地域のサービス供給体制についての政策決定を通じ、介護保険の利用面に決定的な影響を与える主体でもある。
- 市町村は、自らに与えられた役割と責任を果たす上で、「政策評価」は不可欠であると言える。

## 政策決定プロセス

政  
策  
決  
定



## 介護政策評価支援システムの概要図



## 介護政策評価支援システムについて（2）

### ○分析評価の全体構成

次のような構成に基づき分析を順次行うことにより、実態全体像がよくわかるしくみになっている。

#### ① 保険給付と保険料のバランス分析（基本指標・指標1関係）

- 納付水準（第1号被保険者1人当たり納付月額）と第1号保険料の分析  
→各保険者の調整交付金率を用いて、納付に必要な第1号保険料額を試算し、条例上の保険料との比較で、介護保険財政の健全度を点検する。

#### ② 認定率のバランス分析（基本指標・指標2関係）

- 要介護度別の認定率、軽度（要支援1～要介護2）と重度（要介護3～5）の認定率を分析。高齢人口のうち、前期高齢者数・後期高齢者数の割合で認定率を補正し、公平な分析ができるようにしている。

#### ③ 要介護度別のサービス利用のバランス分析（基本指標・指標3関係）

- 居宅・地域密着型・施設サービスそれぞれについての要介護別のバランスを分析。居宅重視・中重度認定者重視の利用が達成されているか、などを点検する。

#### ④ サービスのトータルバランス分析（基本指標・指標4関係）

- 在宅と施設、福祉と医療のバランス、各サービスの整備状況のバランスを分析。過剰なサービス、不足しているサービスを点検し、今後のサービス整備の方向を考える。

#### ⑤ 要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析（指標5関係）

- 居宅サービス受給者1人1人のサービス利用額の分布を分析。ケアプラン作成にあたって、適切なアセスメントが行われ、適切なケアプランが提供されているかを点検するとともに、要介護者とその家族の利用意識を検証する。

#### ⑥ ケアプランを考える（詳細指標・指標6関係）

- 居宅サービス受給者のケアプランについて、要介護度別に、いくつの種類のサービスが組み込まれているか、どのようなサービスが組み込まれているか等を分析する。

#### ⑦ 個別サービスを考える（詳細指標・指標7関係）

- ケアプランに組み込まれる訪問介護等のサービスについて、要介護度別に、どのくらい利用されているか等を分析する。

### 具体的な活用方法

- 行政基礎資料として、議会において審議される介護保険特別会計等の当初予算・補正予算の説明や住民に対する介護事業の運営状況等の説明に活用が可能。
- 都道府県における施設の指定・認可の際等に、都道府県内の各エリアの各種サービス整備状況を参考として確認できる。

介護保険事業状況報告（月報）・入力項目（保険料額等）

○○○○  
○時系列変化の分析（6ヶ月おきの3時点）  
○全国平均・都道府県平均との比較  
○都道府県別・保険者別の比較

等別居宅介護支援事業所  
(自市町村分)

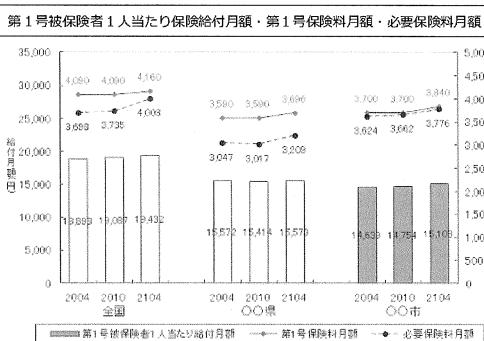
国保連データ  
(給付管理票)

○○○○  
※⑥は単月自市町村（別グラフならば比較可）  
○時系列変化の分析（6ヶ月おきの3時点）  
○全国平均・都道府県平均との比較

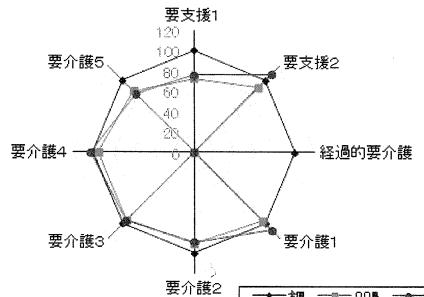
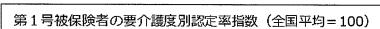
国保連データ  
(給付実績)

## 介護政策評価支援システムについて（3）

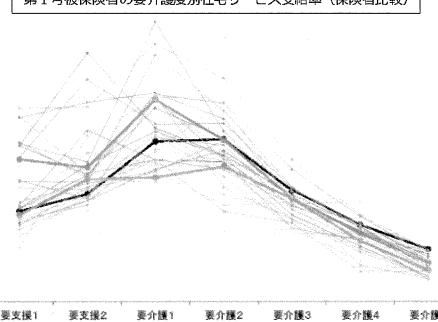
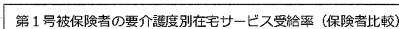
## ① 保険給付と保険料のバランス分析



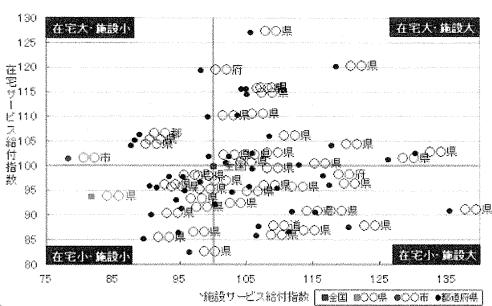
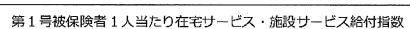
## ② 認定率のバランス分析



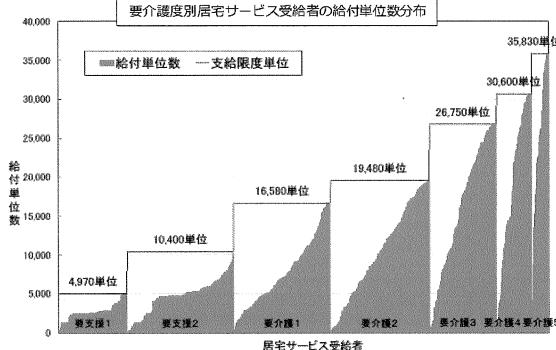
### ③ 要介護度別のサービス利用のバランス分析



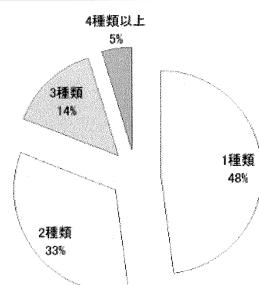
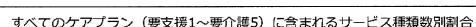
#### ④ サービスのトータルバランス分析



#### ⑤ 要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析



#### ⑥ ケアプランを考える



## ⑦ 個別サービスを考える

